

思うので、このとおり多目的広場の予算を実行していくことについては反対する。

【請願第4号】憲法九条の国会発議をしないように意見書を提出する件に関する請願

《反対討論①》

私も恒久平和を祈願する一人であり、戦争は行ってはならないと思っております。しかし、国会発議は国会議員に与えられた議員の権限であり、それを止めるような発議は行うべきではない。

また、この請願の中に書いてある3分の2以上の議席というのは、正当な選挙で得られている。また、内容についても不適切な内容のところもあると考え反対する。

《賛成討論①》

中学校の教科書では、憲法とは権力を持ち、政治を行う人々が厳重に守るべき原理として、普通の法律とは区別される国の最高の法であり、政治を行う者はこの憲法に基

づいて政治を行わなければならぬと書いてある。日本国民は政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決意すると、なっており、侵略戦争への反省に立ち、アジアと世界に誓ったのが憲法9条である。

武力や戦争で国際紛争が解決しない事はこれまでの歴史が証明しており、日本政府がやるべきことは、国際的な平和のルールに則って、紛争の平和的解決に徹することであると考える。

《反対討論②》

本議会の中にも、この国の中にも、戦争をしたいと思ひ願う国民も、政治家も、ほばいないと確信しているし、この憲法9条が金科玉条で、これがあったがために、戦後72年間の安全が守られてきたとは全く思っていない。

日米安保のことは何も言わずに、9条があっただけで、今まで平和が守られたというのは、あまりにも理想にすぎる話で

あると思うし、憲法は時の権力者を縛るためとよく言われるが、そもそもこの憲法という概念は、

中世ヨーロッパ、昔の近世ヨーロッパも含めて、民主主義が無かった王族等の、専制的な政治に対して、この近代になって権力者を縛るといような概念が生まれたと思っ

ている。現在のこの日本国において、そのような概念をいつまでも持つべきではないとも思う。

発議をしても国民がそれだけ嫌ならば国民投票で否決されるだろう。

ただ発議をするということとは、それだけでも日本に対して悪意を持つ国に対する、ある程度の抑止になるとも思うので、この請願に反対する。

《賛成討論②》

戦後70年以上に渡って海外での戦争に参加せず、自衛隊員が一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出さなかったのは、憲法9条があったからであり、海外でも高く評価さ

れている。

また、法の理論から言えば、後にできた法律が前の法律に優先するということであり、憲法9条の第1項・第2項はそのまま残すとしても、第3項として自衛隊を明記すれば、第3項が第1項第2項に優先し、海外で戦争することも憲法違反ではなくなってしまう。

NHK放送文化研究所の2017年10月調査によると、憲法9条の改正については不要だというのが57%、必要というのが25%であり、9条が日本の平和と安全に役立っていると考えている人は、国民の約8割に増加している

と述べている。国民の命と安全を守るために、また、大切な自衛隊員の命を守るためにも憲法9条を守りぬかなければならないと考えるこの請願に賛成する。

《賛成討論③》

憲法は、時の権力者が国民が縛っている法律であって、この法律改正を権力者の方から口に出すべきではない。特に今回

の改正は安倍総理の思いの中から出てきた改正であって、国民がどうしても改正をしたいと望んだものではない。

北朝鮮のミサイル実験により、ミサイルを打たれる前に攻撃しようという先制攻撃論も出てきていますし、日本も核兵器を持つても良いのではというような発言も出てきています。軍隊というのは、こうして徐々に国民を戦争へと導いて行くということから言えば、ぜひ発議をやめてもらいたいとの思いで賛成する。

【発議第9号】南島原市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

《反対討論》

この条例改正は、先ほどの発議第9号と連動して常任委員会の委員の数を減らすということなので、発議第9号と同じ理由で反対とする。

これ以上の定数削減は、市政監視の点、あるいは市民の声を市政に反映させるという点でも不十分になる。また、議員を削減せよ

